(iii)　この議定書が日本国について効力を生ずる日からその後の最初の三月三十一日までの期間が十二箇月未満である場合には、(ii)の規定並びに付録Ｂ―１第Ｃ節１(c)(i)及び(d)(i)並びに第Ｄ節１(b)及び(c)の規定の適用上、この議定書が日本国について効力を生ずる年における英国からの基準価格以上の価格のＳＧ２品及びＳＧ３品について適用される発動水準は、その年が完全な一年であるとした場合にこれらの規定に従って適用される発動水準に、分母を十二とし、この議定書が日本国について効力を生ずる日からその後の最初の三月三十一日までの間の月数を分子とする分数を乗じて得たものに決定される。第一文に定める分子及び第一文の規定に従って適用される発動水準を決定するに当たり、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する（〇・五は、一・〇とする。）。

(d)　付録Ｂ―１第Ｂ節２(a)(v)及び(b)(iii)並びに６、第Ｅ節４並びに第Ｆ節２(d)及び４において「この節の規定に基づく農産品セーフガード措置」並びに付録Ｂ―１第Ｅ節２(e)において「この節に規定する農産品セーフガード措置」には、(a)及び(b)の規定に従ってとる農産品セーフガード措置を含まない。

(e)　日本国は、(a)及び(b)の規定並びに付録Ｂ―１第Ｂ節１及び５の規定にかかわらず、ＳＧ１＊品又はＳＧ１＊＊品についてこれらの規定に定める条件のうち二以上の条件が同時に満たされている場合には、英国からのこれらの産品に対するこれらの規定に基づく農産品セーフガード措置を、付録Ｂ―１第Ｂ節３に定める期間又は同節５(a)に定める九十日の期間の終了の日のうち最も遅い日まで維持することができる。

(f)　日英包括的経済連携協定附属書二―Ａ第三編第Ｃ節第二款（牛肉についての農産品セーフガード措置）から第七款（オレンジ（生鮮のものに限る。）についての農産品セーフガード措置）までに定めるいずれかの条件が満たされた場合において、(a)若しくは(b)又は付録Ｂ―１第Ｂ節から第Ｇ節までに定める条件（当該いずれかの条件に相当するもの）が満たされていないときは、英国からのＣＰＴＰＰに基づく原産農産品であってこの条件に関連するものの更なる輸入については、ＣＰＴＰＰに組み込まれたＴＰＰ附属書二―Ｄの日本国の関税率表に従って決定される関税率に従うものとする。

(g)　(a)若しくは(b)又は付録Ｂ―１第Ｂ節から第Ｇ節までに定めるいずれかの条件が満たされた場合において、日英包括的経済連携協定附属書二―Ａ第三編第Ｃ節第二款から第七款までに定める条件（当該いずれかの条件に相当するもの）が満たされたときは、英国からのＣＰＴＰＰに基づく原産農産品であって当該いずれかの条件に関連するものの輸入については、付録Ｂ―１第Ａ節から第Ｇ節までの関連規定に従って決定される関税率に従うものとする。

第Ｂ節　日英包括的経済連携協定の下での日本国の関税率表の調整

(a)　ＳＧ１＊品、ＳＧ１＊＊品、基準価格以上の価格のＳＧ２品、基準価格よりも低い価格のＳＧ２品、ＳＧ３品、ＳＧ４＊品、ＳＧ４＊＊品及びＳＧ５品に関する約束の実施に際し、日本国及び英国は、日英包括的経済連携協定附属書二―Ａ第三編第Ａ節（日本国の表についての注釈）２並びに第Ｃ節第二款１及び５(b)、第三款１、第四款(加工された豚肉についての農産品セーフガード措置）１、第五款（ホエイのたんぱく質濃縮物についての農産品セーフガード措置）１、第六款（ホエイ粉についての農産品セーフガード措置）１並びに第七款１の規定にかかわらず、日英包括的経済連携協定附属書二―Ａ第三編第Ｃ節第二款から第七款までに定める条件が満たされるかどうかを決定するに当たっては、英国からのＣＰＴＰＰに基づく原産農産品の輸入数量の合計を、英国からの日英包括的経済連携協定原産品であってＣＰＴＰＰに組み込まれたＴＰＰ附属書二―Ｄの日本国の関税率表の「備考」欄に「SG1*」、「SG1**」、「SG2」、「SG3」、「SG4*」、「SG4**」又は「SG5」を掲げる品目に分類されるもの（当該ＣＰＴＰＰに基づく原産農産品に相当するものに限る。）の輸入数量の合計に算入することについて合意する。

(b)　日英包括的経済連携協定附属書二―Ａ第三編第Ｃ節第三款１(b)(i)及び(c)(i)並びに第四款１の規定に従って適用される発動水準を決定するに当たっては、英国からの基準価格以上の価格のＳＧ２品及びＳＧ３品の輸入数量の合計を、これらの規定に規定する一の会計年度における輸入数量の合計に算入する。

(c)　前節(a)若しくは(b)又は付録Ｂ―１第Ｂ節から第Ｇ節までに定めるいずれかの条件が満たされた場合において、日英包括的経済連携協定附属書二―Ａ第三編第Ｃ節第二款から第七款までに定める条件（当該いずれかの条件に相当するもの）が満たされていないときは、英国からのこの条件に関連する日英包括的経済連携協定原産品の更なる輸入については、日英包括的経済連携協定附属書二―Ａ第三編第Ａ節の規定に従って決定される関税率に従うものとする。

（この附属書中他の締約国の関税に係る約束は省略）

附属書Ｂ　英国のビジネス関係者の一時的な入国に関する締約国別の補足的な約束

（この附属書中他の締約国の補足的な約束は省略。我が国は、補足的な約束を記載していない。）

附属書Ｃ　附属書十五―Ａ（政府調達）に関する英国についての締約国別の追加の情報

日本国の表

ＣＰＴＰＰに組み込まれたＴＰＰ附属書十五―Ａの日本国の表の第Ｂ節（地方政府の機関）及び第Ｃ節（その他の機関）に関する注釈の規定の適用上、日本国の供給者又はサービス提供者が機関による落札に関し争うに当たり、英国が当該供給者又はサービス提供者についてＣＰＴＰＰに組み込まれたＴＰＰ第十五・十九条（国内の審査）の規定を適用しない場合には、日本国は、同一の種類の機関による落札に関し、英国の供給者又はサービス提供者について同条の規定を適用しないことができる。

（この附属書中他の締約国の追加の情報は省略）

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
法務大臣　小泉　龍司
外務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正
財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　盛山　正仁
厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　伊藤信太郎
防衛大臣　木原　稔